

行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成20年4月11日

白山市監査委員 丹保 昭

同 村山 一美

1 監査の概要

- (1) 監査のテーマ
「普通財産（土地）の管理について」
- (2) 監査の期間
平成19年9月3日から平成20年3月26日
- (3) 監査の方針（実施要領）
普通財産（土地）の管理が、全国都市監査委員会編著「監査手帳（平成17年度改訂版）」の「都市監査基準準則」の別項に定める、監査等の着眼点「第1 財務事務監査の着眼点」中、「7 財産管理事務、（1）公有財産」及び「第4 行政監査の着眼点」中、「4 施設管理、（3）用地等」等を基に、適法性、有効性、効率性という観点から適正な事務処理が行われているかについて監査を実施した。
- (4) 監査の対象
普通財産（土地）を管理している本庁管財課、美川支所総務課、鶴来支所総務課、河内支所総務課、吉野谷支所総務課、鳥越支所総務課、尾口支所総務課、白峰支所総務課を対象とした。

2 監査の結果

白山市の普通財産（土地）について監査した結果、おおむね適正であったが、検討及び改善すべき事項については、早急に実施されたい。

冊子は監査委員事務局にありますので、閲覧ご希望の方はご連絡を下さい。